

3月19日(土) 開催 ミュージカル公演



午前10時開場、午前10時15分開演

▼会場

町生涯学習センター・ホール

▼演目

・「どけいくな」(上演時間20分)

14年前に田舎の祖母の家を訪ねたタマコ。偏屈で怒りっぽい赤ちゃんと意地っ張りな孫の夏の思い出を描いた2人芝居です。

・「死神」(上演時間50分)

借金まみれの男・ゲンの前に現れた2人の死神。彼らに教わった呪文を唱えるとき…。

もとはグリム童話ともイタリアのオペラとも言われるこの物語は、江戸時代から落語家によってアレンジされ続け、特に、落語の噺(はなし)の「落ち」の部分は、さまざまなバリエーションがあることで有名です。

▼お問い合わせ先

町教育委員会社会教育課

☎096・234・2447

(内線321)

✉klg110@town.kosa.lg.jp

▼開催日時

3月19日(土)

町教育委員会では、地域の教育や文化の振興につなげることを目的として、町生涯学習センター自主文化事業「劇団天然木」のミュージカル公演を3月19日(土)に開催します。

「劇団天然木」とは、山都町在住の家族を中心として結成された劇団で、自作自演の出演ミュージカルを学校や敬老会、各種イベントなどで上演しています。

入場は無料で事前の申し込みも不要です。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

■学生の納付特例制度について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、学生でも国民年金保険料の納付が義務付けられています。

しかし、学生については一般的に所得が少ないため、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●学生納付特例制度の対象者

対象となる人は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が一定額以下であることが条件です。

なお、家族の所得の多寡は問いません。

●学生納付特例制度の手続きなど

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年の3月で初年度は20歳になった月から翌年3月までです。承認を受けた次の年度も在学予定の人には、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の「学生納付特例申請書」が送付されます。

同一の学校に在学している人は、この申請書に必要事項を記入し返送することによって平成28年度の申請が可能です(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、平成28年度は学生納付特例制度を利用せず保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付します。お手数ですが熊本東年金事務所までご連絡ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・2503

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線104)

✉klg106@town.kosa.lg.jp

国民年金の学生納付特例制度をご存知ですか



社会教育課 ☎096-234-2447(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104) ✉klg106@town.kosa.lg.jp

産業後継者育成

「I & 愛」交流会で
3組のカップル誕生



チョコ作りで楽しく交流した参加者たち

甲佐町産業後継者育成対策協議会（宮本修治会長）では、独身男女に出会いの場を提供し結婚活動を応援しています。

■第4回交流会を熊本市で開催

2月14日（日）熊本市南区で、第4回ふれあい交流会を開催しました。

参加者14人は、バレンタインにちなんでバレンタインチョコとクッキー作りに挑戦。男女ペアを組んで楽しく調理し、ラッピング作業まで行い交流しました。その後、昼食やゲームなどお互いの相手を交わしながら交流を楽しみ、後半には3組のカップルが誕生しました。

●交流会に参加した皆さんの声
・初めての参加でしたが、笑顔も

多くて楽しかったです。イベント内容も良かったので、また参加したいです。（女性）
・十分交流できました。年内にはお相手を見つけないかと考えています。（女性）
・自分から話しかけて楽しい会話ができました。連絡先も交換できました。（男性）

●「I&愛」に登録しませんか？
あなたも「I&愛」に登録して出会いのチャンスを掴んでみませんか。
登録者には、携帯電話にメールで次の交流会の情報をお知らせします。
※まずはお気軽にご相談ください。
▼対象者
20〜49歳の独身男女
※男性は町内在住者に限りません。

▼お申し込み・お問い合わせ先
甲佐町産業後継者育成対策協議会事務局（町産業振興課内）
交流会「I&愛」専用ダイヤル
☎080-1705-5339
（事務局・藤本）
・交流会「I&愛」専用メール
✉ kosa.hu-kouyukukai@docomo.ne.jp

町産業振興課 ☎096-234-1176（内線156） ✉klg206@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

■第4次男女共同参画基本計画
が策定されました

内閣府では、男女共同参画社会基本法に基づき、第4次男女共同参画基本計画を定めました。同計画では、「目指すべき社会」として、次の4つを位置付けています。

【目指すべき社会】

①個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会。
②人権が尊重される社会。
③男性中心型労働慣行が変革され、仕事と生活の調和が実現する社会。
④国際的な評価が得られる社会。

改めて強調している主なポイントとしては、次のとおりです。

【基本計画の強調ポイント】

①女性が活躍する上では、多様で柔軟な働き方が選択できるかどうかが鍵であることから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方などを前提とする労働慣行などを変革すること。
②あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、女性採用・登用の推進のための取り組みや将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めること。

③困難な状況におかれている女性についても、きめ細やかな支援が必要であることから、そのための環境整備についての施策を盛り込んでいること。
④防災・復興関連施策を充実させること。

⑤女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを強化すること。
⑥国際的な規範・基準を尊重すること。
⑦地域における推進体制を強化すること。

詳しい内容は、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載されています。

男女が共に活躍できる
社会を目指して



男女がお互いに支え合い尊重することが大切

町総務課 ☎096-234-1140（内線241） ✉klg202@town.kosa.lg.jp